

「断面-BASE.NET(販売版)」使用許諾契約書

この使用許諾契約書は、基礎地盤コンサルタンツ株式会社(以下、弊社という)が販売するソフトウェアである「断面-BASE.NET(販売版)」(以下、許諾ソフトウェアという)の使用に関して適用されます。

第一条 (総 則)

弊社は許諾ソフトウェアの非独占的使用権を使用者に許諾します。

第二条 (許諾ソフトウェア使用権)

1. 本契約によって生ずる許諾ソフトウェアの使用権とは、コンピュータ・システムにおいて、使用者自身が使用する一切をいうものとします。
2. 使用者は如何なる手段をもってしても、複数のコンピュータ・システムにおいて、許諾数以上の同時使用環境を構築することはできません。
3. 但し、インストールについては複数のコンピュータ・システムにおいて実施できるものとします。

第三条 (認証キーの取得)

1. 許諾ソフトウェアを使用するためには、許諾ソフトウェアをインストールしたコンピュータ・システムにおいて、「認証キーの取得」を行う必要があります。
2. 「認証キーの取得」を行うためには、許諾数に応じて発行されたシリアル番号が必要となります。

第四条 (有効期限)

1. 使用許諾契約ダイアログの「使用許諾契約の条項に同意します」を選択し、インストールが完了した時点で使用開始とし、本契約のすべての契約条件に同意したことになります。
2. 許諾ソフトウェアの使用権に有効期限は設定されていません。
3. サポート・サービスについては契約時に有効期限が設定されます(後日、延長契約が可能です)。
4. 本契約成立後のサポート・サービス有効期限以前に使用を終了した場合でも、契約の中途解約(返金を含む)は行いません。

第五条 (サポート・サービス)

弊社はサポート・サービスの有効期間までの間、以下のサービスを提供します。

1. eメールおよび電話によるQ&Aを提供します(内容により回答できない場合があります)。
2. バージョンアップシステムを無償提供します。

第六条 (禁止事項)

1. 使用者は、第一条に規定する非独占的使用権を第三者に譲渡し、若しくはその他の方法で使用させてはならないものとします。
2. 使用者は、許諾ソフトウェアの改変およびリバースエンジニアリングはできません。

第七条 (免 責)

弊社は許諾ソフトウェアの使用により生じ得る損害に関して、いかなる責任も負わないものとします。

第八条 (その他)

本契約について定めのない事項及び使用者と弊社との間に疑義の生じた事項については、その都度協議して定めるものとします。

第九条 (裁判所轄)

本契約に関する訴は、東京地方裁判所の所轄に属するものとします。

以上